

# 明石市議会基本条例

平成25年10月

明石市議会

# 前 文

## 第 1 章 総則

第 1 条 目的

## 第 2 章 議会及び議員の活動原則

第 2 条 議会の活動原則

第 3 条 議員の活動原則

(活動原則に基づく取り組み事項)

### 第 3 章 市民と議会との関係

第 4 条 市民と議会との関係

第 5 条 請願及び陳情

第 6 条 議会報告会

第 7 条 広報広聴の充実

### 第 4 章 市長と議会との関係

第 8 条 市長と議会との関係

第 9 条 議員の質疑及び質問

第 10 条 議員の文書による質問

第 11 条 政策形成過程の説明

### 第 5 章 委員会

第 12 条 委員会

### 第 6 章 議会運営

第 13 条 議会の回数等

第 14 条 議決事項の追加

(取り組みを補完する事項)

### 第 7 章 会派及び議員

第 15 条 会派

第 16 条 議員研修

第 17 条 政務活動費

### 第 8 章 議会の体制整備及び機能強化

第 18 条 調査研究機関の設置

第 19 条 議会事務局

第 20 条 議会図書室

### 第 9 章 議員定数及び議員報酬

第 21 条 議員定数

第 22 条 議員報酬

### 第 10 章 補則

第 23 条 他の条例、規則等との関係

第 24 条 条例の検証及び見直し

## 明石市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会との関係（第4条―第7条）

第4章 市長と議会との関係（第8条―第11条）

第5章 委員会（第12条）

第6章 議会運営（第13条・第14条）

第7章 会派及び議員（第15条―第17条）

第8章 議会の体制整備及び機能強化（第18条―第20条）

第9章 議員定数及び議員報酬（第21条・第22条）

第10章 補則（第23条・第24条）

#### 附則

選挙によって市民の信託を受けた議会と市長がそれぞれ市民を代表する二元代表制のもと、議会には、行政に対する監視・評価機関として、また、多様な民意を反映する合議制の意思決定機関として、日本国憲法に定める地方自治の本旨を実現するという使命があります。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大するなか、これまで以上に地域の実情や地域住民のニーズに応じた自主的な行政運営が求められており、議会においても、市民福祉の向上のために担うべきその役割と責任は非常に大きくなっています。

明石市議会は、時代の変遷に伴う状況の変化や新たに発生した課題に対して、的確かつ真摯に対応していかなければならないと考えます。

このような認識のもと、議会の公正性・透明性を確保し、市民参加を推進する開かれた議会を目指すとともに、議会が担うべき役割と責任を十分に果たすため、その方策を明文化し実践するべく、明石市議会及び議員の最も尊重すべき支柱として、ここに明石市議会基本条例を制定します。

### 【解 説】

明石市議会は、大正8年の市制施行から長きにわたって積み上げられた本市の歴史と伝統の重みを認識しつつ、時代の変遷に伴う状況の変化や新たに発生した課題に対しては、的確かつ真摯に対応していかなければならないと考えています。

平成12年4月にはいわゆる地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止となり、国と地方公共団体とが対等な関係として位置づけられることとなりました。

地方公共団体の自己決定権が拡大するなか、地方公共団体は自らの責任のもと、これまで以上に地域の実情や地域住民のニーズに応じた自主的な行政運営を行うことが求められています。

また、兵庫県南部地震や東日本大震災などが転機となり、より身近な存在である地方公共団体や地域コミュニティの重要性が再認識されるなか、市民と市の関係も大きく変わってきました。

そのようななか、明石市議会は、平成22年4月に施行された明石市自治基本条例の中に、市議会そして市議会議員の活動の礎として、議会・議員の役割、責務等を盛り込みました。また、平成23年4月には議員の政治倫理の確立等を目的とする明石市議会議員政治倫理条例を施行するなど、この間、種々の取り組みを行ってまいりました。

市民により身近で、より信頼される議会をつくるためには、さらなる議会の活性化に向けて、不断の努力を重ねていく必要があります。この条例は、議会の公正性・透明性を確保し、市民参加を推進する開かれた議会の実現を目指すとともに、議会が担うべき役割と責任を十分に果たすため、明石市議会及び議員のあるべき姿として定めるものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方分権時代において、議会の果たすべき役割がますます重要となっていることを踏まえ、明石市議会の基本理念、活動原則その他議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応え、市民のための開かれた議会を実現し、もって、市政の発展と市民福祉の向上を図ることを目的とする。

### 【解 説】

議会基本条例は、明石市議会が議事機関として、行政に対する監視や積極的な政策立案、また審議を尽くして議案を決するという役割を果たすため、議会、議員が遵守しなければならない議会の基本ルールを定めるものです。それらの議会に関する基本的な事項を条例として定めることで、議会をより活性化し、市民の負託に応えることのできる、開かれた市議会を目指していきます。また、市民のために議会がどうあるべきかという観点を第一に考え、「市政の発展と市民福祉の向上」を条例の目的としています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 積極的な情報発信及び市民参加により、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 議決責任を深く認識し、議会の議決について、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行うなど、多様な市民意見を市政に反映させるための運営に努めること。
- (5) 市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対する監視及び評価機能を果たすことにより、適切な市政運営を確保すること。

### 【解 説】

議会の基本的な活動原則として、(1)公正性、透明性の確保、(2)情報発信と市民参加、(3)議決責任と説明責任、(4)市民意見の反映、(5)市政の監視・評価機能、以上の5つの原則を掲げています。これらの原則に基づく具体的な活動については、この条例の市民との関係や市長との関係などの中に盛り込んでいます。

### （議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、合意形成に努めること。
- (2) 議会の構成員として、一部の団体や地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の把握に努めること。
- (4) 高い倫理を常に保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

### 【解 説】

議員の基本的な活動原則として、(1)自由討議の尊重、(2)市民全体の福祉の向上、(3)独自の調査研究、(4)倫理の保持、以上の4つの原則を掲げています。

なお、(4)の倫理の保持については、平成23年3月に制定した明石市議会議員政治倫理条例で詳細な内容を定めています。

### 第3章 市民と議会との関係

#### (市民と議会との関係)

第4条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 本会議、委員会その他議会に関する条例又は規則で定めるすべての会議は、原則として公開するものとする。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的、政策的見識等を討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会の活動に参加できるような方策を講じるものとする。

#### 【解説】

- 1 議会は、開かれた議会を推進するために、市議会の様々な活動状況を積極的に発信して情報の共有を図り、また、市政や市議会について分かりやすく説明する責任を果たさなければなりません。
- 2 本会議や委員会など、議会に関する条例・規則に定めのあるすべての会議は、別に定めがある場合を除いて、原則公開とします。
- 3 関係者や学識経験者などから意見を聴く参考人制度や公聴会制度といった地方自治法の制度をより活用し、市民の専門的な識見等を議会の審議に反映させます。
- 4 市民の声をより一層把握し、市政に反映するため、意見交換の場を設けるなど、市民参加ができるような方策を講じます。

(請願及び陳情)

第5条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、適切かつ誠実に取り扱うものとする。

2 議会は、請願者の求めに応じて、請願者が説明及び意見陳述を行う場を設けることができる。

**【解 説】**

- 1 議会は、請願、陳情を市民からの政策提案と位置付け、適切、誠実に取り扱います。
- 2 請願者の意見陳述については、現状は委員会審査において参考人として認めています。請願者の求めに応じてできるものとしします。

※ 請願については、委員会で審査、採決をした後、最終的には本会議で採択の可否を図ります。陳情については、要件を定めて議会運営委員会で取り扱いを決め、要件を満たすものは委員会での審査を行います。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民への情報提供及び活動報告を行うため、並びに市民の意思及び地域の課題を把握するため、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を行うものとする。

**【解 説】**

積極的に市民の意思を把握し、議会の議論や政策立案等に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会を目指します。その手段として、市民との意見交換会や議会報告会を実施します。



(広報広聴の充実)

第7条 議会は、市民に開かれた議会の推進を図るとともに、市民が広く市政や議会に関心を持って理解を深めることができるよう、多様な広報手段を活用した積極的な広報活動に努めるものとする。

2 議会は、広く市民の意見及び提案を聴取するための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

**【解 説】**

1 市議会だより、インターネット、ケーブルテレビ、議会報告会の実施など、情報技術の発達を踏まえて多様な広報手段を活用することにより、市民に開かれた議会を推進し、市民が広く市政や議会に関心を持って理解を深めることができるよう、積極的な広報活動に努めます。

また、議案に対する議員個人ごとの賛否についても、市議会だより、市議会ホームページにおいて市民に公表します。

2 議会は、議会自身に関するもののほか、重要な政策課題について、議会報告会での意見交換やアンケートの実施など、広く市民の意見・提案を聴くためのあらゆる方策を講じるよう努めます。

## 第4章 市長と議会との関係

### (市長と議会との関係)

第8条 議会は、二元代表制のもと、市長等と常に緊張ある関係を保持するよう努めなければならない。

### 【解説】

市議会と市長は、ともに市民から信託を受けた独立・対等の機関です。議会は合議制、市長は独任制というそれぞれの特性を生かし、互いに尊重しつつ、政策立案や民意の反映などについて競争・協力する関係に立っています。

議案審議などの内容を充実させるためには、常に緊張感を保ち議論を尽くす、その過程が重要であると考えます。

### (議員の質疑及び質問)

第9条 本会議における質疑及び一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

2 市長等は、本会議又は委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、その趣旨、内容、背景等を確認するために反問することができるものとする。

### 【解説】

本会議での議員の質疑・一般質問は、論点・争点を明確にするために、一回目の質問は一括質問一括答弁方式、再質問からは一問一答方式で行うものとします。

また、議員からの質問に対し、論点・争点を明確にするために、市長等は質問の趣旨、内容、背景等を確認するための反問をすることができるものとします。

### ※ 反問について

市長等の反問権を規定するかどうかについては、反問がある方が議員も緊張感を持って活発な議論ができるとの意見がある一方、議員の質問権は議会の調査権、監視権に基づくものであり、反問権は慎重に取り扱うべきという意見や反問権という表現そのものに違和感があるという意見など、さまざまな意見が出されました。

議論の結果、反問と反論とは異なることを前提にして、論点・争点を明確にするために、市長等は質問の趣旨、内容、背景等を確認するための反問をすることができるものとし、一般的に他市で反問権と言われている制度を導入するとの考え方に至りました。

(議員の文書による質問)

第10条 議員は、議長を通じて市長等に対し、文書による質問を行うことができる。

2 市長等は、前項の文書による質問に対し、速やかに文書により回答するものとする。

**【解説】**

議員は、市の行政全般にわたって質問をすることができますが、質問できるのは本会議や委員会の中に限られています。そこで、議会や委員会における質問を補完するものとして、閉会中に重要かつ緊急性のある案件が出てきた場合に、議長を通じて文書による質問ができるよう規定します。なお、文書質問をする場合は、その文書質問を提出することについて一人以上の賛同者がいること、またその文書質問が重要かつ緊急性のある内容かどうかを判断するために議会運営委員会で諮ることを要件とするなど、運用において一定の制約を設けるものとしません。

議員から文書による質問があった場合は、市長等は、速やかに文書で回答するものとしています。

(政策形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が新たに提案する政策、施策及び事業（以下「政策等」という。）について、審議を通じて政策水準の一層の向上及び透明性を図るため、市長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 政策等の代替案又は他の自治体の類似する政策等との比較検討
  - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
  - (5) 長期総合計画その他の市の計画との整合性
  - (6) 財源措置
  - (7) 将来にわたる費用
- 2 議会は、政策等の提案を受けたときは、審議を通じて立案及び執行における論点及び争点を明らかにするものとする。
- 3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、施策別及び事業別の分かりやすい説明資料の作成を求めるものとする。

**【解 説】**

議会と市長とは、政策等に関して得られる情報量に大きな差があります。そのため、新たに提案される政策等（政策、施策、事業）のうち重要であると認められるものについて、説明資料の提出をルール化することで、議会の監視機能の強化、充実をはかります。

また、予算、決算の審議に当たっては、現在も事業ごとの説明資料（事業説明シート）の提出を受けていますが、部署によって資料の内容に差があるので、必要に応じて、より詳細な資料を提出するよう求めています。

## 第5章 委員会

### (委員会)

第12条 委員会は、資料を積極的に公開するなど市民に開かれた運営を行うものとする。

2 委員会は、委員相互の自由な討議を行い、議案等の審査に当たって十分な議論を尽くすものとする。

3 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管の事務の調査の充実を図るとともに、積極的な政策立案及び政策提言を行うものとする。

### 【解説】

委員会は、その専門性を活かして、適切かつ迅速な対応、詳細な議論を尽くすことができることから、審査の充実のために積極的な運営をすることにより、その機能を十分に発揮することが大切であると考えます。

そのためには、委員相互の自由な討議によって、議論を尽くして合意形成を図るよう努めます。さらに、議案等の審査に加えて、市政の課題に対応するために、所管事務の調査や、委員会からの政策立案や政策提言を積極的に行うものとし、ます。

また、積極的な情報公開を進めるとともに、委員が市民に対して説明会や懇談会を行うなど、市民にわかりやすい、開かれた委員会の運営を行うよう努めていきます。

## 第6章 議会運営

### (議会の回数等)

第13条 議会の定例会の回数は、年2回（議員の任期満了による一般選挙が行われる年にあっては、年3回）とする。

2 市長は、会期中において、議長に対し、会議に付すべき事件を示して会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、その請求のあった日から7日以内に会議を開かなければならない。

### 【解説】

定例市議会の回数をこれまでの年4回から年2回に変更し、会期の日数を大幅に延長します。それによって時機を逸せず本会議を開催することが可能になり、また、これまで閉会中に行われてきた市長専決処分を最小限にするなど、議会審議の充実を図ることができると考えます。

年間を通じて、必要に応じて議会を開催できるよう、会期中については、例えば補正予算や契約議案などで急を要する案件が出てきたときに、市長からの請求があれば本会議を開くことを義務付けています。

また、本会議の閉会中については、議長は必要に応じて地方自治法の規定に基づき臨時会の招集を市長に請求することができますが、仮に市長がそれに応じない場合であっても、同法の規定に基づき最終的には議長が招集することも可能となっております。

2会期制の具体的な運用としては、会期を2月から6月までと、9月から12月までの年2回とし、これまでの定例会に相当する3月、6月、9月、12月に、定期的に本会議を開くものとします。

なお、将来的には通年議会の導入も視野に入れ、運用面の課題の整理や先進市の事例を調査するものとし、当面の間は、2会期制を採用することとなりました。

### (会期は約240日)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会期	← ○年第1回定例会 →						← ○年第2回定例会 →					
			3月議会		5月議会	6月議会			9月議会			12月議会

※ 一般選挙の年は、4月から5月上旬は閉会となるため、年3回となります。

**（議決事項の追加）**

第14条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項（同項に規定する議会の議決すべきものをいう。以下この条において同じ。）として追加することができる。

2 前項の規定により追加する議決事項については、別に条例で定める。

**【解説】**

議会の議決が必要な事項については、地方自治法第96条第1項で、条例や予算など15項目が定められています。

この規定に定めるもの以外についても、市政の重要な案件については議会が議決すべきであると考え、地方自治法の規定に基づき、議決事項を追加することとしました。

追加する議決事項については、別の条例で定めることとしています。

**※ 議決事項について**

従来は、地方自治法第96条第1項の議決事項は、議会が議決できるものを限定している規定（制限列举）であり、これ以外の事項については、基本的には市長等の執行機関の権限と解釈されてきました。

しかし近年、総務省の解釈も大きく変更され、法第96条1項は「議会が議決する必要があるもの（必要的議決事項）」、そして法第96条2項は「任意に議決事項として追加するもの（任意的議決事項）」とされました。

それらを踏まえ、市民の多様な意見を反映できるという議会の特性を生かし、明石市が進むべき方向性を積極的に示すため、議会が議決すべき事項を追加するものです。

## 第7章 会派及び議員

### (会派)

第15条 議員は、充実した議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ議員で構成した会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間の合意形成に努めるものとする。

### 【解説】

会派とは、政治上の主義や政策、志を同じくする議員が集まり、共に議会活動を行うことを目的とするものです。明石市議会では会派制をとっており、議会の権限の行使や効率的な運営など、本市議会の議会活動を行ううえで、会派は組織上の最も重要な要素であると考えます。このようなことを踏まえ、改めて会派の定義を明確にしています。

また、議員から政策立案や政策提言をするうえで、必要に応じて会派間の意見調整をし、合意形成を図るなど、会派が担うべき役割を定めています。

### (議員研修)

第16条 議会は、議員の政策立案能力など資質の向上を図り、議会全体の機能強化につなげていくため、議員研修を実施する。

2 議員は、議会が実施する研修以外にも、様々な研修の場に参画することを通じて、自己研鑽に励むよう努めるものとする。

### 【解説】

議会は、個々の議員の資質向上はもちろんのこと、議会全体の機能強化にもつなげていくために、議員研修を実施します。実施にあたっては、研修の内容を広く公開するよう努めるものとしします。

議員は、議会が実施する研修や外部で行われる研修に参加するとともに、自ら研修を企画、実施するなど、積極的に自己研鑽に励むものとしします。また、研修で得た知見を日々の活動に取り入れ、まちづくりに成果として現れるよう努めるものとしします。



**(政務活動費)**

第17条 議員は、会派に対して交付される政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

2 会派は、政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保に努め、自ら説明責任を果たさなければならない。

**【解 説】**

政務活動費は、議員の調査研究などに役立てるため、地方自治法に基づき会派に対して交付されています。その交付目的や使途などについては、明石市議会政務活動費の交付に関する条例で定めています。

ここでは、議案審議や政策立案などに資するために、市政に関する調査研究などの政務活動を議員が積極的に行うよう定めています。また、会派の責務として、政務活動費の適正な執行、透明性の確保と、市民に対する説明責任を果たすものとしています。

なお、本市議会では、政務活動費の支出について、収支報告書の公開や1円以上の領収書の添付義務付けなど、厳格な運用に努めています。

## 第8章 議会の体制整備及び機能強化

### (調査研究機関の設置)

第18条 議会は、市政の課題に関する調査研究のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等による調査研究機関を設置することができる。

#### 【解説】

地方自治法には、議案等の専門的な調査のために、必要に応じて学識経験者などの専門家を活用できると定められています。

例えば市の大きな課題に対し、市長部局から一方的に調査資料の提出を受けるだけではなく、場合によっては、議会側も独自に調査研究をすることが必要になると考えます。

そのため、必要に応じて、議会独自に学識経験者等を招いて、調査研究機関を設置することができるよう定めます。

また、調査研究機関は、議会が政策提案をする際にも、専門的な事項の調査研究に活用することが考えられます。

### (議会事務局)

第19条 議会は、その政策立案能力を向上させるため、及び議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会事務局の調査機能と法務機能の充実を図るものとする。

#### 【解説】

市議会事務局は、議長の指揮の下で議会全般に関する事務を行うために設置されています。

議会の政策立案機能の強化や、円滑で効率的な議会運営を行うためには、議会事務局の体制を充実することが必要であると考えます。そのため、議会事務局の調査機能、法務機能を充実することについて明文化しています。

**(議会図書室)**

第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

**【解説】**

議会は、行政や議会に関する資料、書籍などを置く議会図書室を設置しています。議案等の審査や議員の調査研究に資するために、議会図書室の充実に努めるものとしています。

なお、議会図書室については、議員の利用上差支えのない範囲で市民の方も閲覧等の利用をすることができます。

## 第9章 議員定数及び議員報酬

### (議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 委員会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、議会の役割及び機能を十分に果せるよう、市の人口規模、委員会審査の充実、行政に対する監視機能の実効性、市の財政状況、市民の意見等を勘案し、その改正の明確な理由を付して、議案を提出するものとする。

### 【解説】

議員定数については、従前は地方自治法において人口規模に応じた議員定数の上限が定められていました。しかし、平成23年の自治法改正によりその基準が撤廃され、議員定数はそれぞれの自治体の自主的な判断に委ねられることとなりました。

明石市議会では、その基準として、民意の反映のための人口規模に応じた議員数の観点、常任委員会での審査の充実の観点、行政に対する監視機能の確保の観点、市の財政状況の観点、市民の意見の観点など多角的な観点に立って検討したうえで、明石市議会議員定数条例で議員定数を定めています。

議員定数は議会制度の根幹をなすものであり、委員会や議員が議員定数を改正する議案を提出する際は、行財政改革の視点のみではなく、上記の多角的な観点から、その提案の理由を明らかにしたうえで、議員の改選などの時期的な面も考慮して議案を提出し、十分な期間をとって慎重な審議をするものとしています。

### ※ 議員定数の検討について

明石市議会では、平成24年3月に市議会活性化特別委員会を設置し、議員定数について、市民アンケートや他市の調査、議会報告会で出された意見などを踏まえ、人口規模、委員会構成など様々な観点から約1年にわたり慎重な議論を行いました。その結果、本市議会の議員定数を1名減らして30人とするとの結論に達し、平成25年3月の定例市議会特別委員会から議員定数を改正する条例議案を提出し、可決されています。なお、議員定数を30人とする条例の施行は、次の一般選挙（平成27年4月予定）からとしております。

**(議員報酬)**

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 委員会又は議員が議員報酬を改正しようとする場合は、その改正の明確な理由を付して、議案を提出するものとする。

**【解 説】**

議員報酬については、議員や市長などの特別職の報酬を審議する機関である明石市特別職報酬等審議会において、職務責任に応じる原則、他の公共団体との均衡の原則、物価などの状況の原則に基づいて議論されています。

委員会や議員が議員報酬を改正する議案を提出する際は、明石市特別職報酬等審議会の意見や市の財政状況など、その提案の理由を明らかにしたうえで議案を提出するものとしています。

**※ 議員報酬の検討について**

議員報酬については、平成24年3月に設置された市議会活性化特別委員会において議員定数と合わせて議論をしました。その結果、議員報酬の見直しについては、まずは明石市特別職報酬等審議会に委ね、その答申を踏まえた上で、本市の厳しい財政状況を鑑みて、議会として独自に判断することを結論としています。

## 第10章 補則

### （他の条例、規則等との関係）

第23条 この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

### 【解説】

この条例は、明石市議会及び議員の最も尊重すべき支柱として位置付けられています。したがって、議会に関係する他の条例、規則などの制定改廃や運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図っていくものとしています。

### （条例の検証及び見直し）

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かについて不断の評価及び検証をしたうえで改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 【解説】

条例が制定された後も、継続的にこの条例の目的の達成度について評価と検証を行うため、定期的にその趣旨に沿った議会運営等が実践されているかどうかの具体的な検討を行います。また、必要があると認めるときは、条例の規定についても検討を加え、見直しを行っていきます。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年における議会の定例会の回数は、第13条第1項の規定にかかわらず、年3回とする。

(明石市議会の定例会に関する条例の廃止)

- 3 明石市議会の定例会に関する条例(昭和31年条例第16号)は、廃止する。

#### 【解 説】

- 1 条例の具体的な運用を協議したうえで、平成26年4月1日からこの条例を施行します。
- 2 3月定例会後の平成26年の途中からの実施となるため、その年だけは定例会の回数を2回ではなく3回とする経過措置を設けております。
- 3 定例会の回数は、これまで「明石市議会の定例会に関する条例」で定めていましたが、この条例の中で2会期制について規定しているため、この条例の施行にあわせて、従来条例は、廃止します。